

海外生物資源の利用と生物多様性条約

(独) 製品評価技術基盤機構 (NITE) ・ バイオテクノロジーセンター
安藤 勝彦



生物多様性条約

生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity: CBD) は、1993 年 12 月 29 日に発効した。現在、日本を含む 193 カ国がこの条約に加盟しているが、米国はいまだ加盟していない¹。CBD には、以下に示す 3 つの目的がある。

- (1) 生物多様性の保全。
- (2) その構成要素の持続可能な利用。
- (3) 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な分配。

第 1 番目の「生物多様性の保全」は、まさに本条約が環境条約であることを示しているが、第 2、第 3 の目的については、産業や経済と深く関係している。すなわち、CBD は環境条約であると同時に、経済条約の側面を有している。

アクセスと利益配分

海外の生物遺伝資源を利用するに当たって重要な条項が、CBD の第 15 条 遺伝資源の取得の機会 (Article 15 Access to Genetic Resources) である。

CBD 第 15 条 1 項には、以下のように謳われている。

1. 各国は、自国の天然資源に関して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。

この条項では、生物遺伝資源の主権はその国にあり、その管轄権はその国の政府にあると述べている。すなわち、従来の生物遺伝資源はみんなのものという考え方から、各国のものという考え方に変化したのである。したがって、従来のように自由に海外の生物遺伝資源に触れるということは、原則、できなくなった。また、本条項では、他国の生物遺伝資源アクセスしたい場合には、その国の国内法令に従うよう求めている。しかしながら、国内法を制定した国は加盟国の 1 割にも満たず、多くの加盟国はいまだ国内法を制定していない。

それでは、国内法を制定していない国の生物遺伝資源を取得したい場合にはどうすればよいのであろうか。CBD 第 15 条 4 項および 5 項には、以下のように謳われている。

4. 取得の機会を提供する場合には、相互に合意する条件で、かつ、この条約の規定に従ってこれを提供する。
5. 遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする。

すなわち、海外の生物遺伝資源を取得したい場合は、もしもその国に関連する国内法がない場合には、第一に、こちらの事情を相手国に説明して、その国から「事前の情報による合意 (Prior Informed Consent: PIC)」を取得する事になる。そして了解が得られたら、次に、「相互に合意する条件 (Mutually Agreed Terms: MAT)」、すなわちある種の契約を締結するように規定している。この場合、この PIC および MAT は、利用者と資源提供国との間のものであり、利用国と資源提供国とのものではない。

他国の遺伝資源を利用して利益を上げた例はたくさんあるであろう。そして、その多くの場合は、その利益がその遺伝資源の原産国あるいは提供国に配分されなかった。原産国側あるいは提供国側からすれば、これはフェアではないということになる。CBD 第 15 条 7 項には、以下のように謳っている。

¹ <http://www.cbd.int/convention/> (最終訪問日: 2012 年 3 月 1 日)

7. 締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分する……（中略）。その配分は、相互に合意する条件で行なう。

このように、CBD では生物遺伝資源を取得した利用者に対して、生物遺伝資源提供国への公正かつ衡平な利益配分を求めている。

以上のように、利用者が海外の遺伝資源にアクセスする場合は下図に示すような交渉の過程が必要になってくる事になる。

名古屋議定書

2000年以降、生物遺伝資源の利用と利益配分（Access and Benefit-Sharing: ABS）に関する問題（ABS問題）が、CBD 締約国会議や ABS の作業部会などの場で激しく議論されてきた。そして、2010年10月、CBD 第10回締約国会議（CBD-COP10）が名古屋市の名古屋国際会議場で開催され、この議論に一応の終止符を打つべく「生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書（名古屋議定書）」が奇跡的に採択された。現在、名古屋議定書を批准した国はわずか2カ国であるが、署名した国は日本を含め92カ国に達している。今後、50番目の国が批准書、承認書あるいは加入書を寄託した90日後に名古屋議定書は発効する。しかしながら、「条約法に関するウィーン条約」第18条には批准や承認を前提として署名した時点から当該条約の趣旨や目的に反するようなことをしてはならないと述べている。つまり、署名をした時から議定書の趣旨に反しないようにする道義的な義務が発生すると解釈される。また、今後、本議定書が発効することにより、関係各国は名古屋議定書に則った ABS 国内法を整備してゆくことになる。

本シンポジウム「アジアにおける微生物資源の探索とその利用」では、生物遺伝資源提供国と利用者が CBD に則ったプロジェクトモデルを開発するなかで、その実際のプロジェクトの成果に関して、生物遺伝資源提供側と生物遺伝資源利用側からそれぞれ発表して貰い、最後に、CBD および名古屋議定書の時代における海外生物遺伝資源へのアクセスとその利益配分のあり方について出席者の皆様を交えて考えてみたい。

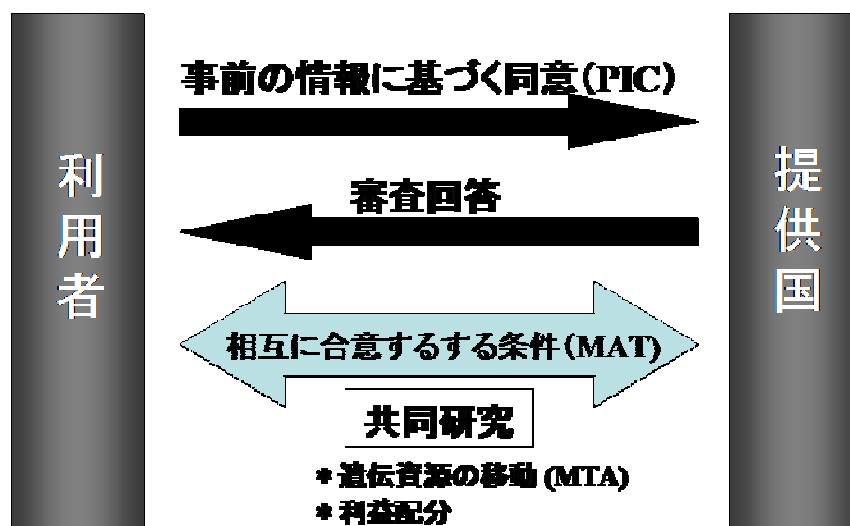


図 CBD に基づく海外生物遺伝資源の利用者とその提供国との遺伝資源取得の機会に関する模式図